

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月28日
【四半期会計期間】	第27期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ペッパーフードサービス
【英訳名】	PEPPER FOOD SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一瀬 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 猿山 博人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 猿山 博人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第1四半期 累計(会計)期間	第27期 第1四半期 累計(会計)期間	第26期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	1,398,852	1,251,279	5,555,448
経常利益又は経常損失() (千円)	59,824	19,108	16,699
四半期(当期)純損失() (千円)	5,754	28,719	79,348
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	619,541	619,541	619,541
発行済株式総数(株)	24,364	24,364	24,364
純資産額(千円)	141,450	46,260	75,084
総資産額(千円)	2,056,214	1,579,750	1,716,725
1株当たり純資産額(円)	5,569.10	1,343.45	2,577.02
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	246.24	1,178.76	3,289.87
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	6.6	2.1	3.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	25,603	143,250	94,490
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	7,921	7,790	50
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,939	132,298	90,321
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	80,507	73,511	54,768
従業員数(人)	116	107	110

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第26期、第26期第1四半期累計(会計)期間及び第27期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	107 (253)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員数であり、()内にアルバイト・パートタイマー(1人1日8時間換算による当第1四半期会計期間の平均人数)、人材会社からの派遣社員及び、出向社員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
ペッパーランチ事業(千円)	477,090	-
レストラン事業(千円)	126,308	-
商品販売事業(千円)	6,788	-
合計(千円)	610,188	-

(注) 1. 仕入実績には消費税等は含まれておりません。

2. 各仕入先からの仕入値引割戻高につきましては、セグメントごとの仕入実績に応じて按分しております。

(2) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
ペッパーランチ事業(千円)	905,494	-
レストラン事業(千円)	336,273	-
商品販売事業(千円)	9,511	-
合計(千円)	1,251,279	-

(注) 1. 販売実績には消費税等は含まれておりません。

2. 商品販売事業の販売実績は、冷凍ペッパーライス、とんかつソース等の販売高であります。

2【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

平成21年8月にペッパーランチ事業において発生したO-157による食中毒事故の影響により、売上高の大幅な減少並びにフランチャイズ加盟店への営業補償金309百万円の支払い等により、平成21年12月期に、当社の財務基盤は大幅に悪化いたしました。対応策として平成22年2月15日に第三者割当増資を実施し、89百万円の払込が行われたこと、及び平成22年7月14日に主要取引先から185百万円の借入を行ったことにより、財務内容は改善されました。しかしながら当第1四半期会計期間末の保有資金(平成23年3月末残高73百万円)が潤沢でないことから、今後の資金繰りの懸念が完全に払拭される状況にはなく、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当第1四半期会計期間には営業利益を16百万円(前年同期24百万円の営業損失)計上し、業績は回復基調にあります。当社は、当期の経営計画を確実に達成することが余裕のある資金状況を創出することになることから、お客様の満足度を高めることを基本戦略として売上高の増大を図るとともに、仕入原価を中心としたコストの低減を図ることによって収益基盤をさらに強化し、当期は173百万円の営業利益の計上、249百万円の営業キャッシュ・フローに基づく資金の獲得を予定し、財務基盤の更なる強化を予定しております。

しかし、今後の業績が計画通りに進まない場合には、資金繰りが懸念されることも想定されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容等

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間における我が国の経済は、海外経済の改善に合わせて輸出が増加傾向にあることと個人消費については昨年末の駆け込み需要の反動が薄れてきたことから緩やかな景気持ち直しの動きがみられたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、震災以降は生産活動が麻痺するなど、景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。外食産業におきましても、雇用や所得への不安から消費者の心理は依然低迷を続け、デフレ傾向の継続を背景に企業間の価格競争が業態を問わず続くなか、今回の震災による電力供給問題に伴う営業時間短縮や営業活動の縮小と顧客のマインドの低下による消費抑制の傾向が見られるなど企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社におきましても震災の発生により東日本地区の数店舗で営業時間の短縮及び営業停止の影響がありました。年初からの営業施策として、売上高の増大のために顧客サービスの充実、新商品の開発・販売促進活動などのマーケティング力の強化を図るとともに、安心・安全な商品を提供できる体制を強化し、品質管理を徹底したことにより、震災発生までの1月、2月の業績は好調に推移するとともに3月の業績につきましても、震災の影響は受けたもののその度合は軽微であり、ほぼ計画通りの営業利益を確保することが出来ました。当第1四半期会計期間では、震災の影響で売上高の減少があったものの、営業利益は当初計画を上回って推移し、前年と比べ大幅に改善することができました。また、今回の震災に対しては義援金の拠出と店舗に救援募金箱の設置を行うことで、復興支援活動を通じた企業の社会的責任を果たす取り組みを行ってまいりました。

特別損失項目では、売上高の回復の遅れた一部営業店舗の減損損失を10百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を18百万円及び今回の震災に伴う災害による損失を5百万円計上しました。

これらの結果、当第1四半期会計期間における業績は、売上高1,251百万円(前年同期比10.5%減)、営業利益16百万円(前年同期は24百万円の営業損失)、経常利益19百万円(前年同期は59百万円の経常損失)、四半期純損失28百万円(前年同期は5百万円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

ペッパーランチ事業

ペッパーランチ事業につきましては、前期より引き続きお客様の満足度を高めることを基本的な戦略として営業活動を進めてまいりました。前期より販売しております「ワイルドジューシーカットステーキ」及び「サービスステーキ」は当第1四半期会計期間も好調な商品となっており、引き続き出数構成比は高く推移しております。年末年始にかけては、この「ワイルドジューシーカットステーキ」を特化したキャンペーンとして「お肉がたべたい! Wild Steak ピュアソーダ付」を実施いたしました。その他に牛肉の美味しさを打ち出した「絶賛ステーキ ペッパーリブステーキ」や顧客還元として「サービスステーキ 20%今だけ増量」のキャンペーンを実施いたしました。また、店長を対象にアイデアを募集した“2010年商品開発コンテスト”最優秀作品として「イタリアンペッパーライス」の販売を実施いたしました。このようにして様々な形で魅力のある商品をお値打価格でお客様に提供に努めてまいりました。

海外におけるペッパーランチ事業では依然として好調に推移しております。新規出店に伴う機器等の売却、ロイヤリティ収入などの売上高は25百万円（前年同期比103.4%）となりました。

この結果、当第1四半期会計期間における売上高は、905百万円（前年同期比91.4%）、営業利益は118百万円となりました。また、新規出店数は6店舗（うち海外5店舗）であり、ペッパーランチ事業全体の店舗数は208店舗となりました。

レストラン事業

レストラン事業につきましては、ステーキ業態である「炭焼ステーキくに」をはじめ、とんかつ業態の「こだわりとんかつ かつき亭」、洋食業態の「ステファングリル」の3業態を更なるサービスの向上を徹底するとともに、業態や立地条件ごとのメニュー政策の見直しによる顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。「炭焼ステーキくに」につきましては、“ステーキは、厚切りカットで炭火焼”の業態コンセプトのもと、新たな付加価値の提供として300gのステーキ第2弾として「リブワイルドステーキ」の販売など様々なお客様の嗜好に合わせた取り組みを行ってまいりました。「こだわりとんかつ かつき亭」では、引き続き産地豚フェアを実施しております。「ステファングリル」においては、「新作フェア! お値打ちトリオ登場!」と銘打ち新商品の導入を行いました。

この結果、当第1四半期会計期間における売上高は336百万円（前年同期比85.3%）、営業利益は12百万円となりました。また、新規出店はなく、レストラン事業全体の店舗数は前期末と変わらず24店舗となっております。

商品販売事業

商品販売事業につきましては、「とんかつソース」、「冷凍ペッパーライス」は既存販売先での売上拡大を目指して努力をしておりますが、外食産業の厳しい環境下で販売先の店舗の閉店等から売上高が減少いたしました。

この結果、当第1四半期会計期間における売上高は9百万円（前年同期比68.3%）、営業利益は2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて136百万円減少し1,579百万円になりました。これは主に、現金及び預金が18百万円増加したこと、売掛金が64百万円減少したこと、未収入金(流動資産・その他)が41百万円減少したこと、有形固定資産が資産除去債務会計基準を適用したことにより増加いたしました。減価償却及び減損損失の計上等により10百万円減少したこと及び無形固定資産が減価償却により11百万円減少したことによるものです。

負債合計は、前事業年度末に比べて108百万円減少し、1,533百万円となりました。これは主に、買掛金が26百万円減少したこと、借入金が110百万円減少したこと、社債が21百万円減少したこと及び資産除去債務が36百万円増加したことによるものです。

純資産は、四半期純損失を28百万円計上したことから、46百万円となりました。また、自己資本比率は、前事業年度末に比べて1.6%低下して2.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて18百万円増加し73百万円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローが143百万円増加したこと、投資活動によるキャッシュ・フローが7百万円増加したこと、財務活動によるキャッシュ・フローが132百万円増加したことによるものです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動の結果得られた資金は、143百万円（前年同期は25百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前四半期純損失を15百万円計上したこと、減価償却費を27百万円計上したこと、減損損失を10百万円計上したこと、売上債権が65百万円減少したこと、仕入債務が26百万円減少したこと及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を18百万円計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動の結果得られた資金は、7百万円(前年同期は7百万円の使用)となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収により5百万円の収入があったこと及び預り保証金の受入により3百万円の収入があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は、132百万円(前年同期は3百万円の獲得)となりました。これは主に、短期借入金で58百万円減少したこと、長期借入金を52百万円返済したこと、社債を21百万円償還したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

平成21年8月にペッパーランチ事業において発生したO-157による食中毒事故の影響により、売上高の大幅な減少並びにフランチャイズ加盟店への営業補償金309百万円の支払い等により、平成21年12月期に、当社の財務基盤は大幅に悪化いたしました。対応策として平成22年2月15日に第三者割当増資を実施し、89百万円の払込が行われたこと、及び平成22年7月14日に主要取引先から185百万円の借入を行ったことにより、財務内容は改善されました。しかしながら当第1四半期会計期間末の保有資金(平成23年3月末残高73百万円)が潤沢でないことから、今後の資金繰りの懸念が完全に払拭される状況にはなく、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当第1四半期会計期間には営業利益を16百万円(前年同期24百万円の営業損失)計上し、業績は回復基調にあります。当社は、当期の経営計画を確実に達成することが余裕のある資金状況を創出することになることから、お客様の満足度を高めることを基本戦略として売上高の増大を図るとともに、仕入原価を中心としたコストの低減を図ることによって収益基盤をさらに強化し、当期は173百万円の営業利益の計上、249百万円の営業キャッシュ・フローに基づく資金の獲得を予定し、財務基盤の更なる強化を予定しております。

しかし、今後の業績が計画通りに進まない場合には、資金繰りが懸念されることも想定されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	51,000
計	51,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,364	24,364	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	24,364	24,364		

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年4月13日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	615
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	615
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,800
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成26年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,814 資本組入額 30,907
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができません。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整する必要が生じた場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4. 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整する必要が生じた場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は、適切に調整されるものとします。

5. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株予定数から、行使又は退職等による権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく第三者割当による新株予約権は、次のとおりであります。
平成22年7月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	216
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,320(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,800(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年8月16日から平成24年8月15日まで (但し、平成24年8月15日が銀行営業日でない場合には その前銀行営業日) (注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,652 資本組入額 21,826 (注4)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当 該時点における授權株式数を超過することとなるときは、 当該新株予約権の行使を行うことはできない。 また、各本新株予約権の一部は行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,320株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は20株とします。)、但し、1.(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
- (2) 当社が2.(3)の行使価額(2.(2)に定義します。)の調整の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、2.(3)の行使価額の調整に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る2.(3)第 号及び第 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は、42,800円とします。ただし、2.(3)の規定に従って調整されるものとします。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記第 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- (イ) 本項第 号(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

- (ハ) 本項第 号(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第 号(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに本項第 号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。

- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除きます。）の株式会社東京取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。

- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。

上記第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

(イ) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 行使価額を調整すべき複数の事由が相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

3. 新株予約権の行使期間

6 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできません。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知します。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、1.の記載の対象株式数で除した額とします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日から本新株予約権の終期に至るまでの間に、マザーズ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の200%を超過した場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めた場合、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称します。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称します。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定します。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年1月1日～平成23年3月31日	-	24,364	-	619,541	-	576,098

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,364	24,364	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
発行済株式総数	24,364	-	-
総株主の議決権	-	24,364	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	43,600	44,100	44,000
最低(円)	41,150	42,150	33,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	73,511	54,768
売掛金	235,523	300,194
商品	18,292	24,528
貯蔵品	42,193	42,396
その他	135,819	179,740
貸倒引当金	16,284	15,957
流動資産合計	489,055	585,669
固定資産		
有形固定資産		
建物	575,665	599,028
減価償却累計額	309,722	331,633
建物(純額)	265,943	267,394
その他	568,937	577,748
減価償却累計額	436,934	436,239
その他(純額)	132,002	141,508
有形固定資産合計	397,946	408,903
無形固定資産	63,732	75,685
投資その他の資産		
敷金及び保証金	572,842	580,867
その他	107,850	117,308
貸倒引当金	55,137	55,558
投資その他の資産合計	625,555	642,616
固定資産合計	1,087,233	1,127,206
繰延資産		
社債発行費	3,461	3,850
繰延資産合計	3,461	3,850
資産合計	1,579,750	1,716,725

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	419,701	446,181
短期借入金	14,000	72,100
1年内返済予定の長期借入金	125,847	178,445
未払金	91,329	94,457
未払法人税等	48,714	39,204
賞与引当金	2,499	-
資産除去債務	2,450	-
その他	184,749	183,061
流動負債合計	889,292	1,013,450
固定負債		
社債	148,800	170,400
長期借入金	135,000	135,000
資産除去債務	34,435	-
受入保証金	321,276	322,791
繰延税金負債	4,683	-
固定負債合計	644,196	628,191
負債合計	1,533,489	1,641,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	619,541	619,541
資本剰余金	576,098	576,098
利益剰余金	1,161,260	1,132,540
株主資本合計	34,379	63,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,648	312
評価・換算差額等合計	1,648	312
新株予約権	13,529	12,298
純資産合計	46,260	75,084
負債純資産合計	1,579,750	1,716,725

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	1,398,852	1,251,279
売上原価	686,290	616,423
売上総利益	712,561	634,856
販売費及び一般管理費	¹ 737,106	¹ 618,582
営業利益又は営業損失 ()	24,545	16,273
営業外収益		
受取利息	72	129
受取賃貸料	636	636
協賛金収入	703	4,538
その他	449	1,618
営業外収益合計	1,861	6,923
営業外費用		
支払利息	2,429	2,355
社債利息	1,132	931
賃貸借契約解約損	28,950	-
その他	4,627	802
営業外費用合計	37,140	4,088
経常利益又は経常損失 ()	59,824	19,108
特別利益		
固定資産売却益	-	181
貸倒引当金戻入額	-	95
受取保険金	² 91,760	-
その他	3,103	-
特別利益合計	94,863	277
特別損失		
固定資産売却損	1,800	-
減損損失	³ 27,253	³ 10,381
災害による損失	-	5,424
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18,956
その他	4,093	617
特別損失合計	33,147	35,379
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	1,891	15,994
法人税、住民税及び事業税	7,646	8,041
法人税等調整額	-	4,683
法人税等合計	7,646	12,725
四半期純損失 ()	5,754	28,719

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	1,891	15,994
減価償却費	33,844	27,778
減損損失	27,253	10,381
長期前払費用償却額	4,664	755
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,890	95
賞与引当金の増減額(は減少)	5,425	2,499
受取利息及び受取配当金	72	129
受取保険金	91,760	-
支払利息	3,562	3,286
有形固定資産売却損益(は益)	1,800	181
売上債権の増減額(は増加)	17,120	65,913
たな卸資産の増減額(は増加)	3,607	6,438
仕入債務の増減額(は減少)	111,452	26,479
未払金の増減額(は減少)	69,539	1,557
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18,956
その他	20,210	53,206
小計	44,714	147,893
利息及び配当金の受取額	72	129
利息の支払額	3,749	4,773
保険金の受取額	91,760	-
FC営業補償金の支払額	13,004	-
法人税等の支払額	4,762	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,603	143,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,734	864
有形固定資産の売却による収入	952	371
敷金及び保証金の差入による支出	8,425	-
敷金及び保証金の回収による収入	12,397	5,101
預り保証金の受入による収入	4,774	3,600
その他	3,886	417
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,921	7,790
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	15,000	58,100
長期借入金の返済による支出	47,331	52,598
社債の償還による支出	21,600	21,600
株式の発行による収入	87,870	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,939	132,298
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,620	18,742
現金及び現金同等物の期首残高	58,886	54,768
現金及び現金同等物の四半期末残高	80,507	73,511

【継続企業の前提に関する事項】

平成21年8月にペッパーランチ事業において発生したO-157による食中毒事故の影響により、売上高の大幅な減少並びにフランチャイズ加盟店への営業補償金309百万円の支払い等により、平成21年12月期に、当社の財務基盤は大幅に悪化いたしました。対応策として平成22年2月15日に第三者割当増資を実施し、89百万円の払込が行われたこと、及び平成22年7月14日に主要取引先から185百万円の借入を行ったことにより、財務内容は改善されました。しかしながら当第1四半期会計期間末の保有資金(平成23年3月末残高73百万円)が潤沢でないことから、今後の資金繰りの懸念が完全に払拭される状況にはなく、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当第1四半期会計期間には営業利益を16百万円(前年同期24百万円の営業損失)計上し、業績は回復基調にあります。当社は、当期の経営計画を確実に達成することが余裕のある資金状況を創出することになることから、お客様の満足度を高めることを基本戦略として売上高の増大を図るとともに、仕入原価を中心としたコストの低減を図ることによって収益基盤をさらに強化し、当期は173百万円の営業利益の計上、249百万円の営業キャッシュ・フローに基づく資金の獲得を予定し、財務基盤の更なる強化を予定しております。

しかし、今後の業績が計画通りに進まない場合には、資金繰りが懸念されることも想定されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ472千円減少し、税引前四半期純損失は19,428千円増加し、四半期純損失は24,112千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は36,698千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産について、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)											
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>雑給</td> <td>149,310千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>3,890千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>5,425千円</td> </tr> </table> <p>2 受取保険金 食中毒事故により発生した損害に対する損害保険会社からの保険金額であります。</p> <p>3 減損損失 当社では、減損の兆候を判定するにあたり、原則として店舗資産、本社等の共有資産に分類し、それぞれにおいて独立したキャッシュ・フローを生成する最少単位にグルーピングしております。 当第1四半期累計期間において退店が見込まれることにより、また収益性の低下により以下の店舗資産の帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,253千円)として特別損失計上いたしました。 減損損失の内訳は、建物(22,473千円)、機械及び装置(有形固定資産・その他)(682千円)、工具、器具及び備品(有形固定資産・その他)(2,774千円)及び長期前払費用(投資その他の資産・その他)(1,322千円)であります。</p>		雑給	149,310千円	貸倒引当金繰入額	3,890千円	賞与引当金繰入額	5,425千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>126,190千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,499千円</td> </tr> </table> <p>3 減損損失 当社では、減損の兆候を判定するにあたり、原則として店舗資産、本社等の共有資産に分類し、それぞれにおいて独立したキャッシュ・フローを生成する最少単位にグルーピングしております。 当第1四半期累計期間において退店が見込まれることにより、また収益性の低下により以下の店舗資産の帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(10,381千円)として特別損失計上いたしました。 減損損失の内訳は、建物(9,624千円)及び長期前払費用(投資その他の資産・その他)(757千円)であります。</p>		給与手当	126,190千円	賞与引当金繰入額	2,499千円
雑給	149,310千円												
貸倒引当金繰入額	3,890千円												
賞与引当金繰入額	5,425千円												
給与手当	126,190千円												
賞与引当金繰入額	2,499千円												
(千円)		(千円)											
場所	主な用途	種類	減損損失										
千葉県	ペッパーランチ	建物、機械及び装置(有形固定資産・その他)及び工具、器具及び備品(有形固定資産・その他)	16,974										
東京都	ペッパーランチ	機械及び装置(有形固定資産・その他)、工具、器具及び備品(有形固定資産・その他)及び長期前払費用(投資その他の資産・その他)	3,366										
東京都	ペッパーランチ	長期前払費用(投資その他の資産・その他)	757										
京都府	ペッパーランチ	建物	9,624										

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)				当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)			
(千円)							
場所	主な用途	種類	減損損失				
神奈川県	ペッパーランチ	機械及び装置(有形固定資産・その他)、工具、器具及び備品(有形固定資産・その他)及び長期前払費用(投資その他の資産・その他)	705				
大阪府	ペッパーランチ	建物、機械(有形固定資産・その他)及び装置及び工具(有形固定資産・その他)、器具及び備品(有形固定資産・その他)	6,029				
岐阜県	ペッパーランチ	機械及び装置(有形固定資産・その他)及び工具、器具及び備品(有形固定資産・その他)	176				

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	80,507千円	現金及び預金勘定	73,511千円
現金及び現金同等物	80,507千円	現金及び現金同等物	73,511千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 24,364株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 -株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 9,848千円

第三者割当による新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 4,320株

新株予約権の四半期会計期間末残高 3,680千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期会計期間末におきましては、当該の四半期貸借対照表計上額その他の金額に、前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(注)当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当第1四半期会計期間の期首における残高で判断しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、各店舗において商品を提供及び販売する飲食業を営んでおります。

したがって、当社は店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントから構成されており、「ペッパーランチ事業」、「レストラン事業」及び「商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ペッパーランチ事業」は、短時間かつ低価格でステーキやハンバーグ等を提供する専門店であり「ペッパーランチ」を運営しております。「レストラン事業」は、顧客の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ専門店の「こだわりとんかつ かつき亭」、フードコートタイプの「炭焼ハンバーグ ステーキくに」及びオムライスを中心とした洋食業態の「ステファングリル」を運営しております。「商品販売事業」はとんかつソース、冷凍ペッパーライス、ドレッシング及び生ハム等の食材の他、C P S (スープサーバー)、びたり箸の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	ペッパーランチ 事業	レストラン事業	商品販売事業			
売上高 外部顧客へ の売上高	905,494	336,273	9,511	1,251,279	-	1,251,279
計	905,494	336,273	9,511	1,251,279	-	1,251,279
セグメント利益	118,398	12,059	2,451	132,909	116,636	16,273

(注) 1. セグメント利益の調整額 116,636千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「ペッパーランチ事業」において、当第1四半期会計期間に営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期累計期間においては10,381千円でありませ

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 1,343.45円	1株当たり純資産額 2,577.02円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 246.24円	1株当たり四半期純損失金額() 1,178.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	5,754	28,719
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	5,754	28,719
期中平均株式数(株)	23,371	24,364
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当第1四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月30日

株式会社ペッパーフードサービス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月28日

株式会社ペッパーフードサービス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体含まれていません。